

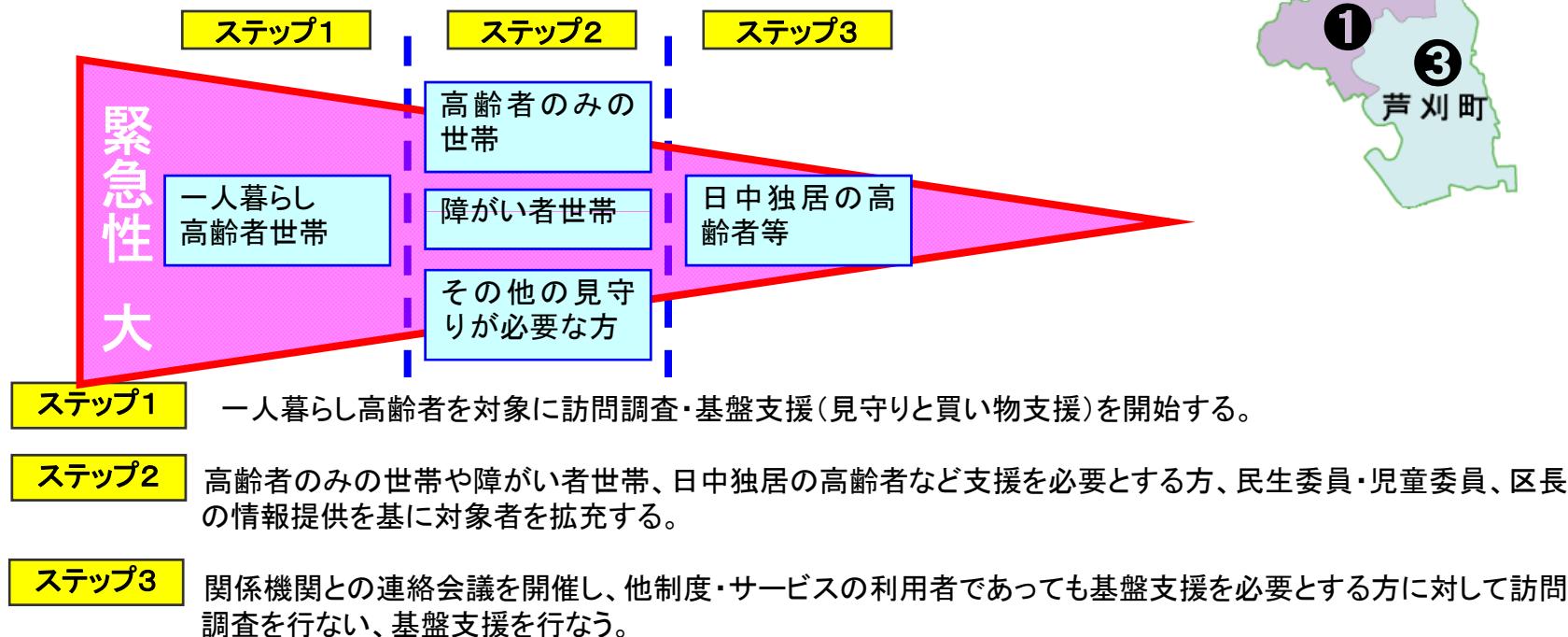
# 原則1 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する。

本市では、市民の誰もが安心して暮らせる社会のしくみづくりを地域と連携してすすめるため、市内全域を事業対象区域としている。

先ずは、①牛津町から②小城町、③三日月町・芦刈町と順次エリアを拡げながら対象者の把握を行なっていく。

また、戸別訪問調査により、どの様な支援を必要としているか家族、近隣住民、地域との関わり方、公的サービスやサロン、趣味・サークル活動への参加状況を確認し支援プラン作成に役立てていく。

孤立死防止の観点及び、日常的なサポートを必要とする可能性が高く、家族の支援が受けられない方を優先的に訪問調査・基盤支援(見守りと買い物支援)を開始するため、緊急性を勘案して段階的な実施を計画している。



## 原則2 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる。

- ・定期訪問などの支援対象者とならなかつた方も含め、調査後一定期間を経過した後に再スクリーニング調査を行ない、必要により支援プランの見直しを行なっていく。
- ・訪問員による定期的な訪問だけではなく、主任と地域包括支援センターとの連携を行うことにより、状況の変化に迅速に対処できるようにする。
- ・関係機関との連携を密にし、連絡会議だけでなく、対象者の異動(入所(院)・退所(院)、サービスの開始・停止)についても隨時把握できる体制を整備する。
- ・地域による見守り「地域力」を強化し、民生委員や区長といった関係者だけでなく、近隣住民からの連絡や、相談を吸い上げられる体制整備をおこなっていく。

### 原則3

### 安定的な自主財源確保について

- 1コイン募金(商店等のレジ横に設置)
- 見守り事業支援協賛金(この事業のブログを立ち上げ、遠方にいる親族がブログを通して見守り状況を確認することにより協賛を募る。)
- 地域福祉基金の利息を収入に充てる。
- 高齢者お守りキットを作成し、加入金を収入に充てる。
- 地域福祉応援グッズを作成し、その売り上げを収入に充てる。
- 遺言による遺贈のシステムを構築する。